

令和2年 No.43

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

公示の方法の見直し，非常勤講師の選考手続の見直し及び字句の修正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年7月22日 教員研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年7月23日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和2年規程第26号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：公示の方法の見直し、非常勤講師の選考手続の見直し及び字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2章 採用等に係る教員候補者の選考 第1節 候補者の選考手続 (採用等に係る教員候補者の選考)</p> <p>第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。</p> <p>4 選考委員会委員長は、<u>第2項</u>により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。</p> <p>6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））<u>並びに教員候補者選考調書（様式第4）</u>により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 選考委員会 (開設承認等)</p> <p>第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会</p>	<p>[省略]</p> <p>第2章 採用等に係る教員候補者の選考 第1節 候補者の選考手続 (採用等に係る教員候補者の選考)</p> <p>第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。</p> <p>4 選考委員会委員長は、<u>第1項</u>により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。</p> <p>6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 選考委員会 (開設承認等)</p> <p>第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会</p>

開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により，教員人事会議の承認を得なければならない。

## 2・3 〔省略〕

〔省略〕

（開催）

第21条 選考委員会を開催するときは，当該学系長（センターにあつては，総合教育科学系長）は，日時，場所及び委員名を教授会（センターにあつては，総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし，これにより難い場合は，開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。

〔省略〕

## 第5章 非常勤講師候補者の選考

（非常勤講師の選考）

第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は，非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により，非常勤講師候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2 非常勤講師候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者については，選考委員会の選考を省略するものとする。

- (1) 本学の教員に採用されたことのある者
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（修業年限を4年以上とする大学に限る。）の教授，准教授若しくは講師として在職中の者又はこれらの職の経験を有する者

4 選考委員会委員長は，第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により，選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により，教員人事会議の承認を得なければならない。

## 2・3 〔省略〕

〔省略〕

（開催）

第21条 選考委員会を開催するときは，当該学系長（センターにあつては，総合教育科学系長）は，日時，場所及び委員名を教授会（センターにあつては，総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし，これにより難い場合は，開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

〔省略〕

## 第5章 非常勤講師候補者の選考

（非常勤講師の選考）

第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は，非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により，非常勤講師候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2 非常勤講師候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者については，選考委員会の選考を省略するものとする。

- (1) 本学の教員に採用されたことのある者
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（修業年限を4年以上とする大学に限る。）の教授，准教授若しくは講師として在職中の者又はこれらの職の経験を有する者

4 選考委員会委員長は，第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により，選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

## 第6章 大学院担当者候補者の選考

### 第1節 選考手続

(選考手続の省略)

第30条 本学の教授、准教授、講師（博士の学位を有する者若しくは研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学において大学院（修士課程）における研究指導補助及び授業担当者の経験がある者に限る。）及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第38条までの規定による選考手続を省略する。

2 現に大学院担当者である本学の教員を、当該専攻以外の専攻に係る大学院担当者とする場合の選考は、この規程による選考手続を省略する。

(大学院担当者候補者の選考)

第31条 大学院担当者候補者の選考は、教員候補者選考調書（様式第4）により、大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 学長は、大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第32条 大学院担当者の選考は、選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師及び助教は、原則として、研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

(選考の制限)

第33条 第31条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

### 第2節 選考委員会

(開設承認)

第34条 選考委員会の開設は、当該専攻の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該専攻を所管する学系長（東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）第3条の表に規定する当該専攻の構成講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する学系長をいう。）を経て、教員人

## 第6章 大学院担当者候補者の選考

### 第1節 選考手続

(選考手続の省略)

第30条 本学の教授、准教授、講師（博士の学位を有する者若しくは研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学において大学院（修士課程）における研究指導補助及び授業担当者の経験がある者に限る。）及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第36条までの選考手続を省略する。

2 現に大学院担当者である本学の教員を、当該専攻以外の専攻に係る大学院担当者とする場合の選考は、この規程による選考手続を省略する。

(大学院担当者候補者の選考)

第31条 大学院担当者候補者の選考は、教員候補者選考調書（様式第4）により、大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 学長は、大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第32条 大学院担当者の選考は、選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師及び助教は、原則として、研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

(選考の制限)

第33条 第31条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

### 第2節 選考委員会

(開設承認)

第34条 選考委員会の開設は、当該専攻の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該専攻を所管する学系長（東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）第3条の表に規定する当該専攻の構成講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する学系長をいう。）を経て、教員人

事会議の承認を得なければならない。

(組織)

第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
  - (2) 当該専攻の代表
  - (3) 当該専攻に所属する教授 2名
  - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター、被選考者が講座又はセンターに所属しない場合にあっては、当該専攻）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあっては、当該センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

(委員長)

第36条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第31条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第37条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに日時、場所及び委員名を公示しなければならない。

(定足数)

第38条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3節 非常勤講師候補者の選考

(非常勤講師候補者の選考)

第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。

事会議の承認を得なければならない。

(組織)

第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
  - (2) 当該専攻の代表
  - (3) 当該専攻に所属する教授 2名
  - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター、被選考者が講座又はセンターに所属しない場合にあっては、当該専攻）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあっては、当該センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

(委員長)

第36条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第31条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第37条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、開催日の1週間前までに日時、場所及び委員名を公示しなければならない。

(定足数)

第38条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3節 非常勤講師候補者の選考

(非常勤講師候補者の選考)

第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。

- 2 非常勤講師候補者は、授業担当者としての選考に限るものとする。  
 3 次の各号に掲げる者については、第1項において準用する第31条から第38条までの規定による選考手続を省略する。

- (1) 資格認定（第1項の規定により準用する第31条第2項による選考をいう。）  
 を経ている者  
 (2) 本学の大学院担当教員であった者

〔省略〕

様式第9

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

教室名 センター名	氏名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年月 学位・称号 取得年月	主な研究・教育業績	主な職歴・資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用期間	備考
						週時数	曜日時限	週時数	曜日時限		

備考1 第25条第3項第1号及び第2号に該当する者にあつては、最終学歴、卒

- 2 非常勤講師候補者は、授業担当者としての選考に限るものとする。  
 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

- (1) 資格認定（第1項の規定により準用する第31条第2項による選考をいう。）  
 を経ている者  
 (2) 本学の大学院担当教員であった者

〔省略〕

様式第9

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

教室名 センター名	氏名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年月 学位・称号 取得年月	主な研究・教育業績	主な職歴・資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用期間	備考
						週時数	曜日時限	週時数	曜日時限		

備考1 第25条第3項に該当する者にあつては、最終学歴、卒業・修了年月、学

業・修了年月，学位・称号取得年月，主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし，現職者にあつては，主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。

2 備考欄には，前回の雇用年度を記載する。

様式第10

第 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

下記のとおり，候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	専攻名	選考区分	選考基準 該当条項	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	論文数 (うち 審査論文数)	著書数 (うち 単著数)	ふりがな 氏名(年齢)

[省略]

位・称号取得年月，主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし，現職者にあつては，主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。

2 備考欄には，前回の雇用年度を記載する。

様式第10

第 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

下記のとおり，候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	専攻名	選考区分	選考基準 該当情報	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	論文数 (うち 審査論文数)	著書数 (うち 単著数)	氏名

[省略]



附 則

この規程は令和2年7月23日から施行する。